



【第126回】2016年12月20日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

トランプ氏の「米国への利益還流」法人税改革は実現するか



トランプ次期大統領の法人税改革によって、多国籍企業が海外にため込んでいる利益を米国に還流することはできるだろうか

トランプ新大統領が掲げる 「還流税制」と「仕向地課税法人税」

トランプ米次期大統領の目指す法人税改革については、法案作成権限を持つ議会（共和党）とのすり合わせが進んできたことに連れ、その概要が少しずつ判明してきている。

トランプ次期大統領は、現行 35%の法人税を 15%まで下げると公言している一方、IT多国籍企業などが海外にため込んでいる利益を米国に還流させることを狙った法人税改革をテーマに掲げている。

そこでここでは、法人税制の最も興味深い 2 つの改正案、つまり低税率国に留保されている米国多国籍企業の利益への課税と、法人税の仕向地課税への変更について、現段階で得られた情報を基にその概要とともに実行可能性を探ってみたい。

前回(第 125 回)で、米国企業がタックスヘイブンや低税率国にためている膨大な利益をどのように還流させるのかについて、共和党とトランプ側で協議が行われているとして、以下の 2 点(要旨)を述べた。

「わが国を含む多くの先進国は、国外所得免除方式をとっており、子会社が海外で稼ぎその国で税を支払えば、配当としてわが国に還流させても非課税としている。一方米国は、全世界所得課税方式をとっており、海外での税引き後利益を配当として米国に還流させると、米国税率との差額を追加的に米国で課税される。このため企業は、米国に還流せず海外の低税率国・タックスヘイブンに利益を留保するという行動に出る」

「共和党は従来から、上記の企業行動を改めさせるべく全世界課税方式から海外所得免除方式への転換を提言してきたが、民主党・オバマ政権に阻まれてきた。一方トランプ案は、海外に留保している利益をそのまま課税することを考えている。双方が合意すれば、全世界課税方式を改めるとともに、海外に留保された巨額の利益が米国内に還流されることになる。これは米国経済にとっては、きわめて大きなプラスだ」

一時的な利益還流策をとっても 税率が低ければ効果は薄い

より正確に記述すると、次のようになる。

両者（共和党とトランプ側）の目的は、低税率国に留保された多国籍企業の利益に課税しそれを還流させることである。トランプは、これを財源としてラストベルト（錆びついた工業地帯）のインフラ投資の財源に充てると公言している。

その方法として、共和党は、「過去」に海外子会社で発生した所得には、一回きりの軽減税率（現金については 8.75%、それ以外は 3.5%）を課し、「将来」分については、企業が還流させても追加課税しない国外所得免除方式にすることを提案してきた（共和党案）。

一方トランプ側は、還流するかどうかにかかわらず、米国企業が留保している利益には発生時に 10%で課税して、課税繰り延べを認めないというものである。

どちらも、「留保利益を還流させなくても配当したとみなして課税する」という点で共通しているが、課税されれば巨額なマネーが米国に「還流」してくる。

しかしこのような税制には問題もある。

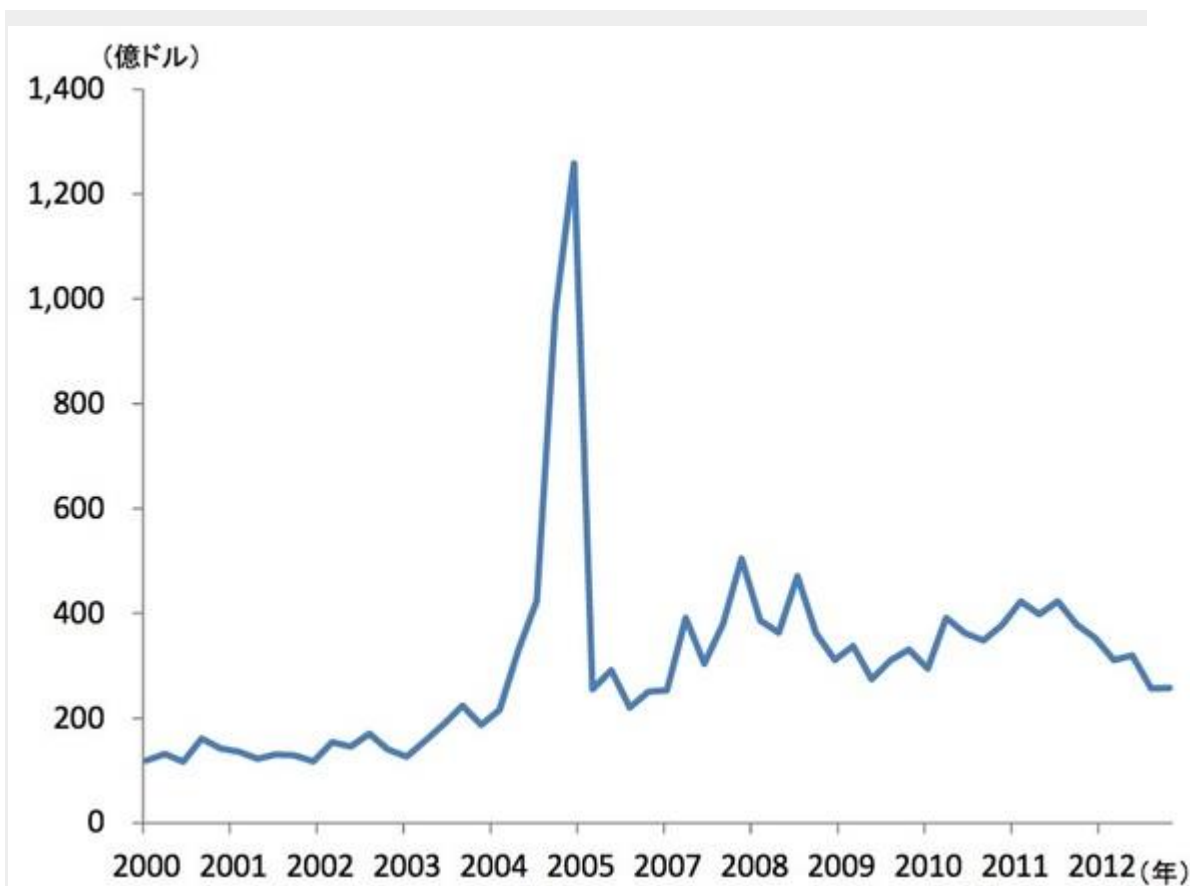
留保しているままで課税することになれば、企業は国籍を低税率国に変えて租税回避するインバージョン（租税地転換）に走る可能性が出てくる（第 125 回参照）。

また配当とみなしてワンショットで課税するという案は、税率が高いと企業は還流をためらい、税率が低すぎるとインフラ投資の財源に不足が出てくる。

04 年にブッシュ大統領が行った一時的な利益還流策（リパトリエーション税）は、配当として還流させたものの 85%は非課税とするというものであった。米
国法人税率は 35%なので、結局 5%程度の課税（ $35\% \times 15\%$ ）ということである。

この税制の結果、下図のように米国企業のリパトリエーションは 04 年に急増しており、還流効果はそれなりにあった。だが、還流資金の大部分は自社株買いに使われ、設備投資や雇用増にはつながらなかったといわれている。お金に色はついていないので、何に使われたかは明確ではない。

◆米国企業によるリパトリエーション



出典:みずほ総合研究所「みずほインサイト」(2015年2月18日付 安井明彦・欧米調査部部長)

[拡大画像表示](#)

注目すべきことが一つある。それは、還流マネーには、アイルランドなどにためたユーロ建ての資金などが含まれているということである。それらの資金が米国に還流する際には、ドル買いが生じるので、還流が始まった04年の末にはドル高・円安となった。この点には注目する必要がある。

仕向地課税法人税とは何か 消費税(VAT)とどう違う？

もう一つは、法人税を仕向地課税(最終消費地課税)に変えるという提案である。

仕向地課税とは聞きなれない概念だが、消費税（VAT）がそうである。輸出時にはその者に課税されていた消費税分は還付され、仕向地である相手国（消費税があればの話だが）に輸入される際に課税を受ける。

トヨタがドイツに自動車を輸出する際には、トヨタの自動車に含まれる日本の消費税 8%分はトヨタに還付され、ドイツで輸入される際に、ドイツの消費税 19%が輸入者に課せられるのである。これは間接税の二重課税を防ぐための仕向地課税という国際的に合意されたルールである。

企業から見れば、原材料等の輸入財については付加価値分の控除は認められず、輸出財については還付される仕組みということになる。

この税制（仕向地課税法人税）は、英国シンクタンクのマーリーズ・レビュー（報告書）の中で提言され、またブッシュ大統領時の、米国大統領税制諮問委員会「成長及び投資税制案」（05年）の一つでもある。その案では、課税ベースは、「売上から設備投資を含む仕入れを控除し、さらに賃金を差し引いたキャッシュフロー」となるキャッシュフロー法人税も提唱している。トランプ案がこれと同様かどうかは現時点では明確ではない。

仕向地主義法人税のメリットは、法人税率が企業の立地選択に影響しないことである。海外に生産拠点を移しても国内に輸入すれば課税される一方、国内生産でも海外に輸出すれば税負担を負わないからだ。

また、移転価格の操作による利益移転が生じないという長所もある。

このため、社会保障などで国内的に財政需要を満たすために税収を確保したいというときに、法人税率を上げて、企業の国際競争力や立地競争力の確保には影響を及ぼさないということである。

ドイツがメルケル大連立政権の下で消費税を 3%引き上げた際、ドイツ産業界は強い反対をしなかったが、それは消費税が国境調整される（輸出時には還付される）ので、企業の国際競争力を損なわないということが大きな理由であった。

ただし、消費税（VAT）と異なるのは、仕向地主義法人税の場合、賃金が課税されない（法人税では賃金は損金で課税ベースに入らない）ことである。そこで、国内生産を全て輸出に充てる企業は巨額な還付を受けることになる。逆に、輸入財価格に織り込まれる海外の利潤には課税がなされる。

うまく実行に移されるとは とても思えない

しかしこのような税制には多くの問題が生じてくる。

消費税（VAT）は、インボイスによって個々の取引ベースで課税・還付することが可能である。しかし法人税体系の中でこれを行うということになると、年間を通じたキャッシュフローの計算をした後にならざるをえないことになる。このようなことが果たして執行可能かという問題を生じさせる。

輸出が還付されるということになると、輸出を巡る膨大な不正が発生する可能性がある。消費税（VAT）はインボイスにより、取引相互間のけん制が働く仕組みになっている。

また、還付を受ける輸出大企業は、国民から「優遇税制」との大きな批判を受けるだろう。一方輸入産業（例えば中国から消費財を輸入するような小売業）は輸入に法人税がかかり、それを顧客に転嫁するのは大変で、大きな打撃を受ける可能性がある。すでに米国の小売輸入業界は大反対のロビー活動を開始している。

税収的には、輸出還付の一方で、輸入産業から課税することとなるので、輸入超過の米国では増収になるかもしれない。為替レートにも大きな影響を及ぼす。

もう一つ大きな問題は、世界貿易機関（WTO）の問題である。輸出時に輸出分の法人税を還付するのは、輸出補助金とみなされ、WTO違反となる可能性が高い。トランプは、「それなら仕向地主義の消費税（VAT）もWTO違反だ」といって水掛け論に持ち込むつもりかもしれないが。

さらには、現行の法人税制度と大きく異なるため、たとえばわが国の外形標準課税のように、居住地主義課税を行う外国政府からは法人税とみなされず、同国企業が支払った税金が外国税額控除の対象にならないという問題も生じかねない。

そのほか、国境を超える金融取引にはどう課税するのかという問題も残る。

法人税率 15%、仕向地課税法人税——筆者には、現実にとっても実行に移されるとは思えないのだが……。

(中央大学法科大学院教授、東京財団上席研究員 森信茂樹)